

「大学院研究生」に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高野山大学大学院学則（以下、大学院学則という）第23条の3に基づき、大学院研究生に関して必要な事項を定めるものである。

(出願資格)

第2条 大学院研究生の出願資格は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者（卒業見込みの者）、あるいは大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 修士号の学位を有する者、あるいは取得見込みの者
- (3) 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を取得の上退学した者で尚研究の継続を目的とする者、あるいは見込みの者

(申請、選考方法)

第3条 大学院研究生の申請、選考方法は、以下のとおりとする。

- 2 大学院研究生の申請書は、学務課教務係、指導教員、副学長（教務担当）を経て学長に提出する（指導教員が未決定の場合は副学長（教務担当）を経る。）
- 3 申請書の提出締め切り期日は、各学期開始日の1ヶ月前まで（前期2月末まで、後期8月20日まで）とする。
- 4 申請に必要な書類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 研究生志願票（所定）
 - (2) 最終学校の修了（又は卒業）証明書（本学出身者、継続希望者不要）
 - (3) 成績証明書（本学出身者、継続希望者不要）
 - (4) 履歴書（継続希望者不要）
 - (5) 勤務先所属長の承諾書（在職者）
 - (6) 外国籍の者は外国人登録証明書
- 5 大学院研究生の選考方法は、書類審査と面接審査とし、大学院委員会が決定する。

(入学時期・在籍期間)

第4条 大学院研究生の入学時期並びに在籍期間は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 入学時期は学年又は学期始め
- (2) 在籍期間は1年以内とする。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、在籍期間は最大2年の継続を認める。ただしその場合は、「研究生継続願」を提出し、許可を得ることとする。

(諸費用)

第5条 大学院研究生にかかる諸費用は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 選考料 20,000円（本学出身者は10,000円）
- (2) 登録料 30,000円（継続希望者は不要）
- (3) 在籍料 年額100,000円（前期・後期各50,000円）

2 既納の諸費用は返還しない。

(指導教員)

第6条 大学院研究生の指導教員は、当該研究生の希望する教員を優先するが、最終的には大学院委員会が決定する。

(施設利用等の資格・権利)

第7条 大学院研究生は、以下の各号の施設等を利用する資格と権利を有する。

- (1) 密教学合同研究室、大学院研究室
- (2) その他の必要施設
- (3) 図書館の図書閲覧・貸し出し
- (4) 「身分証明書」の発行

(研究報告書の義務)

第8条 大学院研究生は、研究終了時に「研究報告書」を、学務課教務係、指導教員を経て学長宛に提出しなければならない。(詳細な事項は別途定める。)

(継続・退学手続き)

第9条 大学院委員長が継続を必要と認めた場合、所定の手続を経て、学長が許可する。(ただし、2年を上限とし、在籍料のみを納入すること。)

2 退学を希望する者は、大学院委員長に届け出て、学長が承認する。

(研究中止、除籍・懲戒)

第10条 大学院研究生の研究中止、除籍・懲戒については、以下の各号のとおりとする。

- (1) 疾病その他の事由により研究の見込みがないと認められる者に対し、副学長(教務担当)の申し出により、学長名で研究中止を命じる場合がある。
- (2) 除籍・懲戒に関しては学則を準用する。

(各種証明書)

第11条 大学院研究生は、願い出により、研究生在籍証明書などの発行を受けることができる。

(授業の出席)

第12条 指導教員が必要と認めた場合、当該授業担当者の承諾の上、研究生に研究科の授業に出席する事を許可する。この場合、単位認定は行なわない。

(大学院学則の準用)

第13条 その他、上記に定めのない事項については、「大学院学則」その他学内諸規程を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が決定する。改廃に際して、学長は大学院委員会の意見を聴くことができる。

(事務取り扱い)

第15条 この規程に関する事務の取り扱いは、学務課教務係が行う。

附則

この規程は、平成16年4月1日に制定し、施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年7月15日から施行する